

# 木の学習机等木製品利用促進事業について

## 1. 趣 旨

県民のみなさんがびわ湖材で作った木製品等に触れる機会を提供することにより、森林の重要性や木材の良さをPRするとともに、木材の地産地消とびわ湖材の普及を図るため、公共スペースへの木製品の導入および小中学校等への木製学習機の整備を推進します。

## 2. 事業内容

市町、学校法人、社会福祉法人、医療法人等への補助  
びわ湖材を用いたイス・テーブル、ロッカー、学習机等の導入補助

### 事業実施業の考え方

#### 木製品利用促進

- ・製品を公共性の高い施設に導入し、一般県民が自由に利用できる場所に置くこと。  
〔物品の販売を行うなどの営利を目的とする施設への導入は認めません。公共性が高い施設とは、市町が設置した施設、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、老人ホーム、障害者福祉施設、病院および診療所などを指します。〕  
平成23年度から老人ホーム、障害者福祉施設、病院および診療所など対象施設が拡大。
- ・製品の主要構造部には、びわ湖材を使用していること。
- ・導入した製品にはびわ湖材マークを付すと同時に、琵琶湖森林づくり県民税を活用している製品であることを明示すること。

#### 木の学習機整備

- ・小中学校等にびわ湖材の学習機と椅子を整備すること。  
〔小中学校等とは、市町および学校法人が設置する学校、市町および社会福祉法人が設置する児童福祉施設、障害者福祉施設などを指します。〕
- ・導入した学習機と椅子にはびわ湖材マークを付すと同時に、琵琶湖森林づくり県民税を活用していることを明示すること。

#### 市町等への補助

##### 木製品利用促進

- ・1事業主体の事業費は300千円以上とします。
- ・事業主体は、公共的施設の設置者であること。
- ・補助率は2/3以内（補助金総額の上限5,000千円/事業主体）とします。

##### 木の学習機整備

- ・事業主体は、小中学校等の設置者であること。
- ・補助単価は、木製とスチール製との差額（補助金上限15,000円/組）とします。

## 3. 事業主体

市町、学校法人、社会福祉法人、医療法人                      市町、学校法人、社会福祉法人

## 4. 導入事例



ベンチ（学校）



園児用テーブル・イス（保育園）



本棚、机・いす（図書館）

（担当：森林政策課 木材流通利用担当）